

第1回介護保険運営協議会議事3その他（2） 「消費税増税に伴う介護報酬の改定について」の内容変更について

令和元年6月26日（水）に開催いたしました第1回介護保険運営協議会議事3その他（2）「消費税増税に伴う介護報酬の改定について」の資料6の内容を下記のとおり変更いたしました。

記

1. 変更内容

【特別給付の報酬金額】

	令和元年9月末まで （現行）	令和元年10月1日以降（改定後）	
		変更前 （消費税10%+報酬改定 0.54%）	変更後 （消費税10%）
施設入浴サービス	12,350円	12,640円	12,570円
搬送サービス① （40段以上）	4,630円	4,740円	4,710円
搬送サービス② （概ね300m又は 20～39段）	3,600円	3,690円	3,670円
搬送サービス （上記①、②以外）	2,060円	2,110円	2,100円

2. 変更理由

平成25年10月8日付総務省自治財政局公営企業課長及び財務調査課長通知により、「消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する」とあり、これに基づき横須賀市では、公共料金等を増税により値上げする際は、税率と共に値上げする根拠のないものについては、消費税分と同時に値上げをしてはならないと方針を決めています。

この方針により、再度当課で検討したところ特別給付の報酬金額について、報酬改定の0.54%を含めず、消費税増税のみを値上げした金額に変更することといたしました。

消費税増税に伴う介護報酬の改定について

1 介護保険法定サービス

令和元年10月1日付けで消費税率が10%に引き上げられることに伴い、厚生労働省告示101号により指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部が改正され、税率引き上げと同日に介護報酬額が引き上げられます。

2 特別給付サービス

横須賀市の特別給付においては、令和元年10月1日付で消費税率が10%に引き上げられることにより、次のとおり市の規則及び要領を改正し令和元年10月1日より介護報酬額を引き上げます。

(1) 施設入浴サービス

現行 12,350円 → 改定後 12,570円(+220円)

(2) 搬送サービス

①利用者の居宅から移動車両までが、おおむね40段以上の階段がある場合

現行 4,630円 → 改定後 4,710円(+80円)

②利用者の居宅から移動車両までが、おおむね300メートル以上

又は、おおむね20段以上40段未満の階段の場合

現行 3,600円 → 改定後 3,670円(+70円)

③上記の①及び②に該当しない場合

現行 2,060円 → 改定後 2,100円(+40円)